

太陽光発電施設の設置に関する基準（建築物に設置するものを除く。）

土地利用区域		森		さと			まち		歴史的な町	
		(1) 自然環境保全区域	(2) 森林レクリエーション区域	(3) 田園環境保全区域	(4) 農住調和区域	(5) 産業育成区域(さと)	(6) 住環境形成区域	(7) 新市街地形成区域	(8) 産業育成区域(まち)	(8) 歴史環境形成区域
用途		森林、自然公園など	公園、ゴルフ場			農工団地など			農工団地など	城下町、街村
太陽光発電施設	禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立自然公園の区域（森に限る。）</li> <li>・保安林の区域</li> <li>・鳥獣保護区（森及びさとに限る。）</li> <li>・農用地区域</li> <li>・用途地域の指定区域</li> <li>・伝統的建造物群保存地区</li> </ul>								
	禁止区域以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道及び県道から望見できないこと。</li> <li>・西日本旅客鉄道株式会社福知山線の路端から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> <li>・住宅地から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道及び県道の路端から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> <li>・西日本旅客鉄道株式会社福知山線の路端から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> <li>・住宅地から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道及び県道の路端から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> <li>・西日本旅客鉄道株式会社福知山線の路端から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> <li>・住宅地から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道及び県道の路端から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> <li>・西日本旅客鉄道株式会社福知山線の路端から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> <li>・住宅地から100m以上離れていること（自然地形等により容易に望見できない場合を除く。）。</li> <li>・事業区域の面積が1,000㎡以下であること。</li> </ul>			

※1 この基準は、建築物に設置する太陽光発電施設には適用しません。

※2 この基準は、産業育成区域には適用しません。

※3 営農型太陽光発電施設（農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置するもの）については、禁止区域以外の基準（国道・県道、西日本旅客鉄道株式会社福知山線及び住宅地からの距離、事業区域の面積等）に限り適用します。

※4 この基準に適合しない場合は、原則、太陽光発電施設の設置は認められません。ただし、土地利用の方針に反しないもので、景観の阻害や住環境が悪化するおそれがないと認めるときは、周辺環境への配慮や地域住民の意向などを踏まえ、個別に判断します。